

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

市は、次の事業者に対して、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定の一部効力停止処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 いわき建設運輸有限会社
- (2) 代 表 者 代表取締役 吉田 司
- (3) 所 在 地 四倉町上仁井田折敷田 3 番地 1

2 対象事業所

- (1) 事 業 所 名 いわけんキッズクラブ
- (2) サービス種類 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所 在 地 小名浜吹松 8 番地 5 2 階

3 処分内容

- (1) 新規利用者受入停止 6 か月
- (2) 報酬請求上限 7 割 6 か月

4 処分年月日 令和 6 年 2 月 20 日

5 効力停止期間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日

6 処分事由

- (1) 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

ア 人員欠如減算

令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月まで、児童指導員又は保育士の数が指定基準を満たしていない営業日があった。また、令和 4 年 2 月から令和 4 年 3 月まで児童発達支援管理責任者が配置されていなかった。以上のことから令和 2 年 5 月から令和 4 年 4 月まで、人員欠如減算の対象となるにも関わらず、当該減算を適用しなかった。

イ 児童指導員等加配加算

令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月まで、上述アのとおり従業員の員数が基準を満たさず算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定した。

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いによる基本報酬の算定

感染予防のために欠席を希望する児童に対し代替的支援を提供した場合は基本報酬の算定が可能とする取扱いについては、その際、支援内容について記録してあることが要件であるが、記録がなく要件を満たしていないにも関わらず、当該取扱いにより障害児通所給付費を請求し受領した（46件）。

エ サービス提供の事実が確認できない報酬の算定

サービス提供記録及び通所給付決定保護者からサービスを提供したことについて確認を受けた記録がなく適正にサービスを提供した事実が確認できないにもかかわらず、障害児通所給付費を請求し受領した（7件）。

オ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ及び福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

基本報酬及び各種加算の合計単位数に所定割合を乗じて加算するところ、令和2年4月から令和4年3月についての単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し受領した。

(2) 不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

当該事業所の新規指定申請書をいわき市に提出後、配置予定であった保育士が退職するなど、人員配置の実態が申請書と異なるものとなったにも関わらず、当該事実をいわき市に報告せず、不正に指定を受けた。

7 不正利得の徴収（返還金及び加算金）について

児童福祉法第57条の2第2項の規定により、障害児通所給付費について返還させるべき額（返還金）を徴収する。また、令和3年5月から令和4年3月までの児童指導員等加配加算の合計額に100分の40を乗じた額の加算金を徴収する。

返還金については今後精査することとなるが、2,900万円程度になる見込み。